

令和元年10月1日から

年金生活者支援給付金制度がはじまります

▶ 問合せ 役場保険医療課



年金生活者支援給付金は、所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには手続きが必要です

■対象者

以下の支給要件をすべて満たしている人が対象となります。

老齢基礎年金の受給者	障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員全員の市町村民税が非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 前年の年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下	<input checked="" type="checkbox"/> 前年の年金収入額とその他所得額の合計が4,621,000円以下

■請求の手続き

対象者には、9月上旬から順次、日本年金機構より郵送にて案内が届きます。

※次の人は案内が届きません。対象を満たしているのに案内が届かない人は役場保険医療課にご相談ください

- ・平成31年4月1日以前の年金受給者で4月2日以降に世帯の変更があった人
- ・平成31年4月2日以降の年金受給者で事前受付が済んでいない人



■支給までの流れ

支給額の基準は月5,000円ですが、年金納付済期間等により金額が異なります。

時期	流れ
9月上旬以降	給付金の案内到着後、同封の請求書(はがき)を記入し、返送 ・12月の支給を受けるためには、10月18日までに手続きが必要です
請求手続き後	支給決定通知書が到着 ・年金請求と同時提出の場合、年金証書送付後になります
12月上旬ごろ	振込通知書が到着
12月の年金支給日	年金と同じ口座に給付金が入金 ・10～11月の2か月分が支給されます

問合せ 「給付金専用ダイヤル」 ☎0570-05-4092

月曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

火～金曜日 8:30～17:15 ※祝日および12月29日～1月3日は利用不可



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！！
電話等で口座番号をお聞きしたり、手数料等を求めたりすることはありません。